

新監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により，住民監査請求に係る監査を行ったので，監査結果を次のとおり公表します。

平成25年9月24日

新潟市監査委員	西 和 男
同	山 崎 隆 夫
同	佐 藤 豊 美
同	渡 辺 仁

第1 監査の結果

監査委員合議の結果，本件請求には理由がないと認め，これを棄却します。

第2 請求の内容

1 請求人
（略）

2 請求の提出日
平成25年8月1日

3 請求の受理
本件請求については，法第242条所定の要件を具備しているものと認め，平成25年8月8日に受理を決定しました。

4 請求の主張の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面から，請求の要旨を次のように理解しました。

(1) 主張事実

ア 新潟市議会「まちなか，地域再生調査特別委員会」が，平成24年10月23日から25日（25日は岐阜市，連節バス）に行った県外研修視察の行政視察報告の所見で「（略）連節バス導入は時期尚早であると感じた」と記載してあるにもかかわらず，BRT（バス高速輸送システム）関係約2億5千万円を含む平成25年度新潟市一般会計予算議決の結果，原案通り可決し，視察したうちの9名は議決に賛成した。岐阜市まで行ってBRTについて視察した意味がなく全く公費の無駄であった。

9名は以下のとおり：

小泉伸之委員長（市民連合）・吉田孝志副委員長（市民クラブ）
田辺新委員（新市民クラブ）・佐藤耕一委員（新市民クラブ）
佐藤幸雄委員（新潟クラブ）・阿部松雄委員（新潟クラブ）
みの欣之委員（市民クラブ）・山際務委員（民主にいがた）
渡辺均委員（新風クラブ）

イ 古泉幸一議員は平成25年2月定例会において、環境建設常任委員会の委員長でありながら、新潟市のBRT予算凍結の附帯決議が委員会で可決されたにもかかわらず、本会議に上程しなかったのは委員会の存在意義に関わり、議会不信になる。

委員会の附帯決議結果が委員長の会派等の趣旨等に合わなかったため本会議に上程しなかったことは古泉幸一前委員長の重大責任であり、不当である。

(2) 措置請求

連節バス視察に要した交通費と半日の報酬9名分130,113円と、古泉幸一前委員長の1日当たりの報酬27,115円、合計157,228円について市長が返還請求を行うことを求める。

第3 監査の実施

1 監査対象部局等

市長の補助機関として職員が併任され、本件交通費（以下、議員の交通費については「費用弁償」という。）等の支出事務を行った新潟市議会事務局を監査対象としました。

2 監査の方法

関係書類の監査を行い、関係職員から事情を聴取しました。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づく陳述は、請求人から陳述を行わない旨回答があったため実施しませんでした。

また、請求人から新たな証拠の提出はありませんでした。

4 監査対象事項の決定

新潟市議会「まちなか、地域再生調査特別委員会」のうち9名の議員に係る本件行政視察の費用弁償のうち名古屋駅から岐阜駅間の交通費と、半日の報酬分、環境建設常任委員会古泉幸一前委員長の一日当たりの報酬分の支出が、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」にあたるかを監査対象事項としました。

5 事実関係の確認

監査対象事項に関する関係書類等の監査の結果、次のような事実関係を認めました。

(1) 「まちなか、地域再生調査特別委員会」の行政視察について

特別委員会とは、設置の必要がある場合に議会の議決によって置かれるもので、本件特別委員会は「まちなか活性化、産業・雇用創出にかかわる調査、研究」を目的として設置された委員会である。

議会の行政視察については、「新潟市議会会議規則」（昭和 43 年議会規則第 1 号。以下「会議規則」という。）第 98 条に基づき、委員の派遣について、委員会は派遣承認要求書を議長に提出し、行政視察終了後は会議規則第 102 条に基づき、委員長から議長に行政視察報告書を提出することとされている。

本件行政視察においては、平成 24 年 9 月 28 日に「まちなか、地域再生調査特別委員会」から議長へ派遣承認要求書が提出されたことを受け、平成 24 年 10 月 12 日付で出張命令がなされた後、費用弁償が平成 24 年 10 月 19 日に支出されていた。その後、平成 24 年 10 月 23 日から 10 月 25 日まで視察を実施し、視察翌日の平成 24 年 10 月 26 日に行政視察報告書が提出されており、行政視察報告書には、「視察期間」、「視察先」、「派遣委員」、「調査事項」、「調査結果の概要」、「視察先における面会者」が記載されていた。

また、報酬については「新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和 31 年条例第 38 号。以下「条例」という。）第 2 条において、月額支給と定められており、行政視察を行った 10 月分の報酬は平成 24 年 10 月 19 日に支出されている。

なお、請求人が不当な報酬や費用弁償支出の根拠とした行政視察報告については、新潟市議会の先例により、委員長が所見を載せた視察報告を市議会ホームページに掲載したものであり、会議規則に定める行政視察報告書とは異なるものである。

(2) 環境建設常任委員会の附帯決議について

本会議に上程しないことを決定した日として平成 25 年 3 月 18 日（平成 25 年 2 月定例会環境建設常任委員会意見要望採決日）と特定した。なお、同日、附帯決議を決定後に、本会議で委員会提案はしないことを同委員会で決定していた。

また、報酬については、条例第 2 条において、月額支給と定められており、環境建設常任委員会の開催された 3 月分の報酬は平成 25 年 3 月 21 日に支出されている。

第4 監査委員の判断

以上のことを踏まえ、次のとおり判断しました。

1 行政視察に係る費用弁償及び報酬について

請求人は「行政視察報告」の所見で、「(略) 連節バス導入は時期尚早と感じた」と記載してあるにもかかわらず、視察したうちの9名は、連節バス購入を含む平成25年度新潟市一般会計予算の議決に賛成したことから、BRTについて視察した意味がなく公費の無駄であった、と主張していますが、第3「5 事実関係の確認」でも述べたとおり、請求人が不当な支出の根拠とした「行政視察報告」は、委員長が調査の経過としての所見を掲載したものであって、委員会としての決定事項を記載したものではないことから、請求人の主張には理由があるものと認められません。

2 環境建設常任委員会前委員長の報酬について

請求人は、古泉幸一議員が平成25年2月定例会において、環境建設常任委員会の委員長でありながら、BRT予算凍結の付帯決議を本会議に上程しなかったことは古泉幸一前委員長の重大責任であり不当である、と主張していますが、第3「5 事実関係の確認」でも述べたとおり、本会議で委員会提案をしないことは同委員会で決定した事項であり、前委員長が所属する会派等の趣旨等に合わなかったことから付帯決議を本会議に上程しなかったとの主張には事実誤認があり、事実誤認を基にした請求人の主張には理由があるものと認められません。

また、市議会議員の職務を行うために要する費用弁償については法第203条第2項により、報酬については法第203条第1項により、それぞれ普通地方公共団体が支給しなければならない義務を負うもので、その支出は、議会における議決結果や付帯決議の本会議提案の有無などにより拘束される性質のものではありません。

以上のとおり、請求人の主張には理由がないものと判断しました。